

ご存知ですか？

「多数離職届」について

1か月以内に同じ「会社都合」の理由で45歳以上70歳未満の離職者を5人以上（注1）出す場合は、高年齢者雇用安定法第16条により、予め公共職業安定所に届出ることとされており、その届出書のことを「多数離職届」といいます。

（注1）30人以上の会社都合離職者を出す場合は下記の取り扱いになります。

Q 届出期日はありますか？

A 多数離職届は最後の離職者の離職日の1か月前までに届出をしていただきます。

例）従業員A（46歳）	←最初の離職者	離職日2/7	} 2/7～3/6の1か月間に45歳～70歳未満の年齢の人を5名以上一定の会社都合理由で退職させる場合。
従業員B（50歳）	←2番目の離職者	離職日2/8	
⋮			
従業員E（53歳）	←最後の離職者	離職日3/2	

2/1までに届出（閉庁日の場合はその翌日まで）

Q 届出には何が必要ですか？

A 多数離職届（省令様式第1号）のみご提出いただきます。ただし退職する本人が希望する場合は別途「求職活動支援書」を作成、障害者の方の場合は別途「障害者解雇届」を作成していただく必要があります。

Q 大量に会社都合での退職者を出す場合も取扱は同じでしょうか？

A 30人以上の会社都合による離職者を出す場合には「再就職援助計画書」又は「大量雇用変動届」を提出していただきます。これらの届出書で既に届出している人については多数離職届の提出は必要ありません。

Q 届出をしなかった場合、罰則規定はあるのでしょうか？

A 届出をすべきでありながら届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法人であるときにはその代表者）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第57条の規定により10万円以下の過料に処せられることとなっています。

お問い合わせは 港北公共職業安定所 雇用指導官(高齢担当)まで
電話045-474-1221 (32#)

神奈川労働局／ハローワーク港北

RO41101港北